

○奈良教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

まず、教育委員会の活動状況について、事務局から報告をお願いいたします。

山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 それでは、教育委員会の活動状況について、ご説明させていただきます。教育委員会の活動状況、令和2年6月分をごらんください。

表にございますとおり、左から、ご活動の日時、会議、行事等、場所、出席者を記載しており、上段の6月1日の教育子育て委員協議会をはじめまして、6月中の活動内容を記載しております。詳細につきましては、資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

○奈良教育長 続きまして、委員の活動について、所感の報告をしたいと思います。それでは、委員を代表して、橋野委員から報告をお願いいたします。

○橋野委員 このたび、豪雨災害によりお亡くなりになられました方々にお悔やみ申し上げます。また、被害を受けられました皆様には謹んでお見舞い申し上げ、被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

いまだ見通しのつかない、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、やむなく行事やイベントが延期や中止と相次ぎ、これからの生活様式が求められています。

手洗いマスクの着用、小まめな換気、3密を避けてなど、随分以前の生活とは変わりました。

働き方でも新しいスタイルが構築されています。この自粛期間中テレワークやローテーション勤務、時差出勤、オンライン会議など、考え方によっては、新型コロナウイルスの影響により、必要なもの、そうでないものがより明確になったのではないかと思います。

本市におきましては、児童生徒1人1台のタブレットが配備されることが決まり、ICTを活用した学校環境の整備、また、情報教育推進ワーキングチームの発足と、次の時代に向けて活動が始まっています。

私の活動報告としましては、この情報教育推進ワーキングチームの会議に、藤丸学校教育部長とともにオンライン会議を拝見させていただいています。

第4回コアメンバー会議では、開会の挨拶をさせていただきました。心の準備もないままとても緊張しました。相手の顔も見えなく、相槌や返事もないまま、聞いていただけているのかも分からず、話が終わると、「はい、ありがとうございます。」という教育研修課のスタッフの声で、「ああ、聞こえていたんだ。」と、とても不思議な体験でした。これもやってみないと分からないことです。

コアメンバーの教員も、やはり初めに聞こえていますでしょうか、から入られ、事業研究や活動事例を発表していただいていることが多いことに気づきました。

今は、各学校の教諭の方々にタブレットの現状や、端末を活用した授業づくりの可能性など、このメンバーの発表を、教育研修課のスタッフと技術的な面でのサポートにより、スムーズに会議が行われています。もちろん、操作に苦戦することもあります。トライアルアンドエラーで

毎回頑張っておられます。

随分教諭にもタブレットが配備されてきています。15日にタブレットが配備され、16日に教材研究をし、17日は授業で使っていただいている教員もおられたとお伺いしました。素晴らしいスピード感に驚きました。

また、職員会議での利用や、連絡事項をタブレットのメモにし、全教諭が必ずタブレットを手に取り、確認する仕掛けもしていただいています。タブレットは教材研究の一環だと言っただけの頼もしい教諭もおられました。とても力強く感じました。回を重ねることに、教諭の方々も情報交換されたり、疑問を明確にされ、会議後は教育研修課や教育指導課のスタッフにピンポイントで質問されることも多くなってきているように思います。これからの会議にも参加させていただけたらと思っています。

7月8日に、教育子育て常任委員会と教育委員との意見交換会があり、昨日は総合教育会議がありました。新しい学校教育の確立に向けてのテーマに、学校を取り巻く状況の変化、情報の発信、伝達、確認、新たな学びのスタイルの構築、教育委員と学校の連携について、意見交換会と会議がありました。

私なりにこのことについて深く考えさせていただく機会をいただいたと思います。普段からコミュニケーションを取り、必要なときにはトップダウンでしっかりと示していけるようにしておかなければならないこと。情報の発信をしているつもりでも、相手にどう響き、伝わっているか、学校にはホームページやメルメールをしっかりと使っていただき、開かれた学校運営を発信していただきたいこと。1人1台のタブレットが配備され、これからペーパーレスで情報がICT化され、一方通行から双方向でのコミュニケーションが取れるように、活用できればと思っています。

また、よい取り組みをされている学校がたくさんあります。しっかりとアンテナを立て、情報をキャッチして、発進していただきたいこと、個の能力を最大限に引き伸ばし、個に応じた重点的な学習指導、体力指導を行ってほしいこと、お願いしたいことがたくさんあります。

最後に、教頭会の所感でも言わせてもいただいたのですが、新型コロナウイルスに対する感染予防の視点から、ソーシャルディスタンスが言われています。いつもなら、友達と手をつなぎ、体を寄せ合って遊んでいる時期に、その行動に制限が必要な状態です。愛情を感じにくくなっています。コロナ禍の中ですが、保護者の皆様にも、無条件で子どもたちを抱きしめ、スキンシップを取ってほしいことをお願いしたいと思っています。

以上です。

○奈良教育長 ありがとうございます。

それでは、事務局から報告案件ですが、案件1について説明をお願いいたします。

岩國教育支援推進室課長代理。

○岩國教育支援推進室課長代理 案件1、枚方市就学援助受給者への特別給付金等事業実施要綱の制定につきましてご説明いたします。

協議会資料の1ページをごらんください。

1. 概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による就学援助への受給者への経済的影響に鑑み、枚方市就学援助受給者への特別給付金及び給食費補助を支給することによ

り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする、枚方市就学援助受給者への特別給付金等事業実施要綱を制定するものでございます。

次に、2. 内容でございますが、協議会資料2ページをごらんください。

本要綱の主な内容といたしまして、第1条では、目的について、第2条では、支給対象者といたしまして、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に就学援助認定を受けたものとし、第3条では、支給額といたしまして、特別給付金の額は、就学援助認定に係る児童生徒一人当たり5万円、給食費補助の額は、就学援助認定に係る児童生徒一人につき、学校が新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業した期間において、給食を提供することが予定されていた日数に、小学生は230円を乗じた額、中学生は330円を乗じた額と定めております。また、第4条では、申込み及び支給の決定、第5条では、支給の方法、第6条では、譲渡及び担保の禁止、第7条では、資料3ページかけまして、支給決定の取り消し等について、第8条では、補則を定めております。

最後に、附則といたしまして、1. この要綱は、制定の日から施行するとし、2. この要綱の規定は、令和2年4月1日以後の日にあった特別給付金等の申込みについて適応するとしております。

協議会資料1ページにお戻りください。

3. 施行日につきましては、本要綱の制定日の令和2年7月14日としております。

以上、簡単ではございますが、枚方市就学援助受給者への特別給付金等事業実施要綱の制定につきましの説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありますか。

谷元委員。

○谷元委員 就学援助の受給者について質問があります。大体何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○奈良教育長 岩國教育支援推進室課長代理。

○岩國教育支援推進室課長代理 就学援助の今年度の申請状況でございますが、5月15日までの当初申請をした件数で申しますと、6,237人が当初申請者数でございます。

○奈良教育長 他に、ご意見、ご質問等はありますか。

本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件2について、説明をお願いします。

千原学校教育部次長。

○千原学校教育部次長 それでは、案件2、新型コロナウイルス感染症に関する市立小中学校の対応についてご説明いたします。

1. 要旨でございますが、文部科学省が国の専門家会議の提言に示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を、学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を示しております。

本市においては、国の示した地域の感染レベルを、本市の感染状況等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、流行を広げることを避けつつ、児童生徒の教育の機会を確保するために、そのレベルに沿った新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準を示すレベル

を設定しております。

学校は、この設定したレベルに沿った形で、感染症対策を施した上で、様々な教育活動を行ってまいります。

2. 内容についてご説明をさせていただきます。

別紙4ページをごらんください。

こちらの表は、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準として、市域における感染状況等に
応じて設定する、学校の行動基準をレベルごと示したものでございます。

それぞれ、レベル1から3まで、個々の状況下での学校の対応として、表の一番左側の列でござ
いますが、授業形態、教室の人数、教育活動の内容、感染症対策、こういったものについて、
レベルごとに示したものでございます。

表の欄外、アスタリスク1つ目ですが、このレベルの1、レベルの2、レベル3へのそれぞれの
移行につきましては、市域の感染者数の増加等の状況を踏まえ、教育委員会、枚方市保健所へ
の協議の上、方針を決定するものでございます。

なお、この協議の部分の中身につきましては、今現在、保健所とも検討中でございます。

別紙2ページをごらんください。2ページの大きな4番です。

児童生徒または教職員に感染者が確認された場合についてご説明させていただきます。

5点ございますが、まず1点目、このような感染が確認された場合の対応としまして、当該の
学校をおおむね3日間臨時休業。土曜、日曜、祝日等の休日を含んでの3日間の臨時休業としま
す。その上で、保健所の指示の下、必要な消毒や対策を実施し、保健所、学校園医協議を行った
上で学校を再開することとございます。ただし保健所の指示等により、濃厚接触者の特定や学校
施設の消毒等の確認及び対応が完了次第、保健所、学校園医と協議の上、3日を待たず再開する
ことも可能としております。

2点目ですが、児童生徒または教職員の感染が判明した場合は、治癒するまで、当該児童生徒
を出席停止、教職員においては、職免等の扱いといたします。

3点目、児童生徒または教職員が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触を
した人は翌日から起算して2週間。当該児童生徒の場合は出席停止、教職員の場合は職免等の扱
いといたします。

4点目、学校再開後においても、濃厚接触者が相当数存在する学級においては、保健所、学校
園医と相談の上、当該学級を閉鎖する場合がございます。その場合はタブレットを活用し、児童
生徒の学習補償も行うこととしております。

5点目、留守家庭児童会室につきましては、感染者が確認された学校の臨時休業期間中は、濃
厚接触の関係がございましたので、閉室させていただきます。

2ページ下段の図につきましては、対応をまとめた構図となっております。学校、保健所、教
育委員会、それぞれがどのような形の対応をするかということをもとめたものでございます。

3ページをごらんください。

3ページ、臨時休業中の学校の対応例でございます。こちらは休業中の対応例の一例でござ
います。臨時休業一日目、二日目、三日目、それぞれに学校の対応、おおむねこのような対応をし

ていくということをまとめたものでございます。

次に、1枚進めていただきまして、資料3枚目をごらんください。

新型コロナウイルス感染症に関する市立小中学校の対応について（公表用）とさせていただいております。こちらは今後ホームページに掲載させていただく内容でございます。先ほどご説明させていただきました内容でございますので、中身の詳細説明につきましては割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、新型コロナウイルス感染症に関する市立小中学校の対応についての説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありますか。

谷元委員。

○谷元委員 この新型コロナウイルス感染症というのは、まだまだ分かっていないことが多いということがよく言われております。公表用として、（2）に、児童生徒の感染が判明した場合や、治癒するまで、当該児童生徒を出席停止としますということですが、PCR検査で陽性反応が出た場合、教員か児童生徒が治癒するというのは、もう一度PCR検査をするのかどうかという点と、陰性が出た場合等といった基準というようなものはあるのでしょうか。

○奈良教育長 千原学校教育部次長。

○千原学校教育部次長 この治癒するまでというのは、発生している症状が治まるまでという基準にしております。その時点でのPCR検査の実施であったり、詳細につきましては、保健所との協議という形になります。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等ありますか。

近藤委員。

○近藤委員 今ご報告いただきまして、ある程度のこと理解させていただきました。

確認でございますけれども、一つは学業の補償と、コロナの対応ということで、非常にデリケートなお話しではあると、それで、昨今ですと、北河内南部の都市において、ある学校が休校措置に追い込まれているという状況でございます。

本市においても、感染者数も微増してきてございます。その中できっちりした対応、今お示しいただいた資料の第3項、学校の行動基準に関わる地域の感染レベルの決定の中の、線を引いていただいている、市域における①から⑤のファクターをもって、保健所とご相談していただいた上で、それぞれのレベルの判定基準を早急に、明解にさせていただきたいと思っております。

そして、学校、保健所、教育委員会がともに共通の数字として理解できることが一番理想的です。しかしながら、様々な要因があるかと思っておりますので、それを情報を均一に飛ばすというところの工夫をぜひお願いしたいというように思います。

以上です。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 要するに、近藤委員が言われた、資料3の、地域レベルの感染レベル決定の①から⑤にもありますが、今のところその数値が、現状ではあると思っておりますが、それぞれの項目の数値を

ホームページ等で公表していただいて、レベルにつきましても、今後、会議で煮詰めていただきたいと思います。

もう一つは、感染レベルについて検討し、教育委員会が決定するとあります。

今までは大阪府なり、それぞれの保健所の指導の下、決定しておりましたが、教育委員会が決定するというのは、どういう過程を経て決定されるのでしょうか。

○奈良教育長 千原学校教育部次長。

○千原学校教育部次長 協議自体は、先ほど申しました教育委員会と保健所のほうで協議をさせていただきまして、その内容について教育委員会の方で決裁書類という形で考えております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 それは、教育委員会事務局で決定されるということでしょうか。

○奈良教育長 千原学校教育部次長。

○千原学校教育部次長 今、現時点ではそのような形で考えております。

また、その内容については、このような場で教育委員の皆さんにもご報告させていただこうと考えております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 今後、このコロナの状況でいろいろ変わると思います。学校教育の部分にかなりかわってくる重要事項ですので、事務局で決定されるとしても、教育委員会のこの委員で、やはり事前に最終こういう決定になるという事前に報告なり、そういうものをいただいた上で公表していただきたいと思います。

その辺りについては、もう一度事務手続の決定について、検討していただきたいと思います。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等ございますか。

近藤委員。

○近藤委員 先ほど、千原次長のほうからご説明ありました、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合の対応につきましては、明確にお示しいただいております。感染者が出た場合はこうである、ということの通達の手法はどのようにお考えですか。

○奈良教育長 千原学校教育部次長。

○千原学校教育部次長 本日この内容につきまして、学校のほうへ通知する予定でございます。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

協議会の案件3については、関係者のみとなりますので、それ以外の方は退席をお願いします。

《 非 公 開 案 件 》

○奈良教育長 それでは、本日の協議会の案件は、以上となりますので、協議会を終了します。